

**本** 本庁舎 **湯** 湯津上庁舎 **黒** 黒羽庁舎 **体** 県立県北体育館 **A** A別館

## 新型コロナウイルス感染症の影響による 国民健康保険税の減免について

問 国保年金課 **本** 2階 TEL (23) 1120

新型コロナウイルス感染症の影響による主たる生計維持者(世帯主)の収入減少などにより、国民健康保険税の納付が困難になってしまった世帯に対し、令和3年度国民健康保険税の減免を行います。

### 【減免の基準・減免内容】

- 1 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者(世帯主)が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯  
→ **保険税を全額免除**
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者(世帯主)の収入減少が見込まれ、以下の全てに該当する世帯
  - ・主たる生計維持者(世帯主)の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入のいずれかが前年に比べて3割以上減少すること
  - ・主たる生計維持者(世帯主)の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること
  - ・主たる生計維持者(世帯主)の収入減少が見込まれる所得以外の前年の合計所得金額が400万円以下であること

### → **保険税の一部を減額**

※申請にあたっては、収入を証明する書類(帳簿や給与明細書など)が必要です。

### 【減免額の計算方法】

$$\text{①対象保険税額} \times \text{②減免または免除の割合} = \text{保険税減免額}$$

①対象保険税額 = A × B / C
A : 保険税額
B : 主たる生計維持者(世帯主)の減少が見込まれる収入に係る前年の所得額
C : 主たる生計維持者(世帯主)および同世帯の国保加入者全員の前年の合計所得金額

主たる生計維持者(世帯主)の前年の合計所得金額	減免割合(②)
300万円以下	全部
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1,000万円以下	10分の2

※主たる生計維持者(世帯主)の事業などの廃止や失業の場合は、前年の合計所得にかかわらず、対象保険税額を全額免除。

### 【減免対象となる保険税】

- ・令和3年度分であって、令和4年3月31日までの間に納期限が設定されているもの。
- ※申請方法などについては、7月中旬に発送される国民健康保険税納税通知書がお手元に届いてからお問い合わせください。詳細は、市ホームページをご覧ください。



## 大田原市新型コロナウイルス 感染症対策支援事業

問 商工観光課 **本** 4階 TEL (23) 8709

市内事業者が実施する感染拡大防止対策に対し補助金を交付します。

- **対象者**… ▶ 市内に事業所を有する中小企業者(法人および個人事業主) ▶ 申請日時時点で事業を営み、今後も市内で1年以上事業を継続する意思がある者
- ※ 其他要件あり
- **対象となる経費**… ▶ 備品等購入費 ▶ 施設整備費 ▶ システム導入費
- ※ 詳細は市ホームページをご確認ください。
- **補助額**… 上限5万円(補助率100%)
- **申請期間**… 7月15日(ⓧ)～9月30日(ⓧ)



- **申請方法**… 窓口持参または郵送
- **提出書類**… 市ホームページをご確認ください。
- **補助対象期間**  
補助金交付決定の日から令和3年11月30日(ⓧ)  
※ 交付決定前の支出は補助対象外となります。
- **実績報告・請求期限**  
令和3年12月28日(ⓧ)必着  
※ 事業完了後速やかに必要書類をご提出ください。

## 人権擁護委員の紹介

問 総務課 **本** 6階 TEL (23) 8702

人権擁護委員は法務大臣から委嘱を受け、日常生活の中で基本的人権が侵されることのないよう活動しています。身近な人権問題についての相談や、子どもに向けた各学校での人権教室、地域の皆さまの人権への関心を高めるための街頭啓発活動などを行っています。

令和3年7月1日付けをもって、次の方が委嘱されましたのでお知らせします。

清水 英夫 氏(新任 湯津上)

# 介護保険は社会全体で支える仕組みです

☎高齢者幸福課 本3階 TEL(23)8678

65歳以上の方が納めている介護保険料は、介護が必要な方へのサービス費用として大切な財源となっています。誰がいつ介護を必要とするかわかりません。そのため社会全体で支える制度となっています。制度の趣旨にご理解をお願いします。令和3年度の介護保険料は7月に個別に郵送でお知らせします。

## ●介護保険料の納め方

### ▶特別徴収(年金から天引き)

年額18万円以上の老齢年金、遺族年金、障害年金

などを受給している65歳以上の方は、原則、年金から天引きされます。

### ▶普通徴収(納付書払い)

65歳到達間もない方や、介護保険料の段階が年度途中で変更になった方、他の市町村から当市へ転入された方などは、市が送付した納付書で納める(普通徴収)方法となります。

※保険料が完納されないときは、滞納処分を受けることがあります。

## ◀ 介護保険 Q & A ▶

### Q 介護保険料はいつから納めるの？

A 40歳になった月から納めることとなります。40歳から64歳までは、加入している医療保険の保険料と合わせて納めます。65歳からは、個人ごとに介護保険料を市へ納めることとなります。

### Q 65歳の誕生日を迎えた人の納付は？

A 65歳になった方や、他市町村から転入された方などは、年金からの天引き(特別徴収)の条件が整うまでは納付書で納める(普通徴収)こととなります。

### Q 納める方法は選べるの？

A 介護保険法で特別徴収と普通徴収の対象者が決まっていますので、自分で納め方を選択することはできません。

### Q 年金から介護保険料を天引きされていたのに、途中から天引きされなくなったのはどうして？

A 次のような場合、年度の途中で保険料の年金天引き(特別徴収)が中止となり、納付書で納める方法(普通徴収)になります。

- \* 年度途中で介護保険料額や年金受給額が変更になった
- \* 年金を担保に融資を受けた など

### Q サービスを利用しなくても保険料は納めなければならないの？納めた保険料は返してもらえるの？

A 保険料は、介護サービスを賄う大切な財源となっています。このため、介護サービスを利用しなかったという理由では、介護保険料をお返しいすることはできません。介護保険は助け合いの精神に基づく社会の仕組みです。

### Q 保険料を滞納するとどうなるの？

A 特別な事情がないのに保険料を滞納すると、介護保険サービスを利用する際に次の措置を受けることがあります。

- \* 1年以上滞納すると、費用の全額を利用者が一旦自己負担し、申請により後で保険給付分が支払われます。
- \* 1年6か月以上滞納すると、費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部、または全部が差し止めとなり、なお滞納が続くと滞納していた保険料と相殺されます。
- \* 2年以上滞納すると、未納期間に応じ、自己負担が3割または4割に変わります。また高額介護サービス費などの支給も受けられなくなります。

### Q 新型コロナウイルスの影響で給与収入や事業収入が減少した場合、保険料納付の猶予や減免の制度はありますか？

A 新型コロナウイルスの影響による主たる生計維持者の収入減少などにより、介護保険料の納付が困難になってしまった65歳以上の第一号被保険者を対象とした介護保険料の減免制度があります。

なお、申請時に収入を証明する書類(帳簿や給与明細書など)が必要です。申請方法などについては、7月中旬に発送される令和3年度の介護保険料の通知がお手元に届いてから、お問い合わせください。

#### 【介護保険料の減免内容と減免の基準】

**1 全額免除** 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯。

**2 一部免除** 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、次の①および②に該当する第一号被保険者。

①主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入のいずれかが前年に比べて3割以上減少すること。

②主たる生計維持者の収入減少が、見込まれる所得以外の前年の合計所得金額が400万円以下であること。

#### 【減免対象となる保険料】

令和3年度分であって、令和4年3月31日までの間に納期限が設定されているもの。

#### 【保険料減免額の計算式】

①対象保険料額 × ②減額または免除の割合

<b>① 対象保険税額 = A × B / C</b>	
A: 当該第一号被保険者の保険料額	
B: 主たる生計維持者の減少が見込まれる収入に係る前年の所得額	
C: 主たる生計維持者の前年の合計所得金額	

主たる生計維持者(世帯主)の前年の合計所得金額	② 減額または免除の割合
210万円以下であるとき	全部
210万円を超えるとき	10分の8

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合は、前年の合計所得にかかわらず、対象保険税額を全額免除。